

資料 8、 歯科技工士法(台湾)

歯科技工士法

[制定/修正日期] 民国 98 年 1 月 9 日

[公表/施行日期] 民国 98 年 1 月 23 日

[法規沿革]

1. 中華民國九十八年一月二十三日總統華總一義字第 09800018521 号令制定公表全文 61 条；公表する日から施行する。

[章節索引]

第一章 総則 §1

第二章 執業 §9

第三章 歯科技工所 §18

第四章 罰則 §29

第五章 組合 §41

第六章 附則 §55

[法規内容]

第一章 総 則

第一条(歯科技工士資格を取得する要件)

中華民國国民は歯科技工士試験を合格し、本法に従って歯科技工士免許を保有する者は歯科技工士になれる。

第二条(歯科技工生資格を取得する要件)

中華民國国民は歯科技工生試験を合格し、本法に従って歯科技工生免許を保有する者は歯科技工生になれる。

第三条(主管機関)

本法が所称する主管機関：中央に於いては行政院衛生署；直轄市に於いては直轄市政府；県(市)に於いては県(市)政府である。

第四条(歯科技工士試験の受験資格)

公立、或は承認されている私立専科以上学校、或は教育部が認可した規定を符合する外国専科以上学校の歯科技工科、系を卒業し、実習期間を満了し、成績が合格し、卒業証書を保有する者は、歯科技工士試験を受ける資格がある。

第五条(歯科技工生試験の受験資格)

公立、或は承認されている私立高等医事職業以上学校、或は教育部が認可した規定を符合する外国高等医事職業以上学校の歯科技工科、系を卒業し、実習期間を満了し、成績が合格し、卒業証書を保有する者は歯科技工生試験を受ける資格がある。

第六条(免許申請取得する要件及び発行機関)

歯科技工士、歯科技工生免許を申請取得するのは、申請書及び資格証明書類を用意し中央主管機関に提出し、審査された後に発行される。

第七条(歯科技工士、歯科技工生名称使用の制限)[相関罰則] §33

歯科技工士、歯科技工生免許を保有しない者は、歯科技工士、歯科技工生の名称を使ってはならない。

第八条(歯科技工士、歯科技工生に充任する消極資格)

本法所定によって歯科技工士、歯科技工生免許を廃止される処分を受ける者は歯科技工士、歯科技工生になれない。

第二章 執 業

第九条(執業登録申請及び継続教育を受ける)[相関罰則] 第一項・第二項～§34

歯科技工士は所在地直轄市、県(市)主管機関に執業登録を申請し、執業許可を保有してから、執業できる。

執業する歯科技工士は、六年毎に一定時間数の継続教育を受けなければ、執業許可の更新ができない。

第一項における執業登録を申請する資格、条件、添付すべき書類、執業許可の発行、変更発行、補発、更新及び前項における継続教育の課程内容、単位数、実施方法、継続教育を完成する認定及びその他遵守すべく事項に関する規定は中央主管機関によって決定する。

第十条(歯科技工士が執業する消極資格)

下記にいずれの条件を有する者に執業許可を発行しない。すでに発行されるものを廃止する。

- 一、歯科技工士免許を廃止されたことがある者。
- 二、歯科技工士執業許可を廃止されて一年未満する者。

第十一条(執業処所)[相関罰則] §34

歯科技工士は執業する場所は一か所に限られ、又所在地直轄市、県(市)主管機関に審査、許可され、登録した医療機構、鑲牙所或は歯科技工所で業務を行う。

第十二条(歯科技工業務)[相関罰則] 第三項、第四項～§30 ; 第一項～§31

歯科技工士は業務を行う際、歯科医師或は鑲牙生が発行した書類に従うべき。

前項所称する歯科技工業務は、口腔外に歯科医療が使用するクラウン、ブリッジ、インレイ、矯正装置、義歯の製作、修理或は加工業務を指す。

歯科医師は医療業務を行う為に、歯科技工士業務を執行できる。

鑲牙生は鑲牙、補牙業務を行う為に、必要な歯科技工士業務を執行できる。

第十三条(休業、停業、執業処所変更或は復業する報告)[相関罰則] 第一項、第三項～§34

歯科技工士が休業或は停業する際、この事実が発生する三十日以内にその執業許可を発行する元機関に報告するべき。

前項の休業期間は一年以内に限られる；一年を超える者は停業するのを申請するべき。

歯科技工士は執業場所を変更する或は復業する者は、執業に関する規定に応用できる。

歯科技工士は死亡する者は、当初執業許可を発行される元機関によって取り消しする。

第十四条(組合に加入する)[相関罰則] 第一項、第二項～§34

歯科技工士及び歯科技工生は執業する際、所在地の歯科技工士組合に加入するべき。

歯科技工士組合は会員資格を有する者が入会するのを拒否してはならない。

第十五条(事実を陳述報告する義務)[相関罰則] §31

歯科技工士は衛生、司法或は司法警察機関の質問を受ける際に拒否しては、或は虚偽的な陳述或は報告をしてはならない。

第十六条(無断に医療業務を執行してはならない)[相関罰則] §31

歯科技工士は業務を行う際、口腔内に於いて印象採得、咬合採得、試着、装着或はその他の医療業務をしてはならない。

第十七条(歯科技工生が執業する適用規定)

歯科技工生が執業する際、本章の歯科技工士執業規定が適用する。

第三章 歯科技工所

第十八条(歯科技工所の設立を申請する資格条件及び経験年数計算)

歯科技工士、歯科技工生は歯科技工所を設立でき、歯科技工業務を専門として実行できる。

歯科技工所の設立を申請するに於ける、歯科技工士は二年以上歯科技工士業務を務めなければならない；歯科技工生は五年以上歯科技工業務を務めなければならない。

前項に於いて年数計算は歯科技工士、歯科技工生免許を保有し、本法に従って直轄市、県(市)主管機関で執業登録を取得した者に限る。但し、本法が公表実行する前に該当業務を既に行う者には、その実際執業機期間は計算できる。

第十九条(歯科技工所申請設立程序手順)[相関罰則] 第一項～§33；第二項～§35

歯科技工士、歯科技工生は歯科技工所を設立する際、所在地直轄市、県(市)主管機関に申請して、審査合格後に登録し、開業許可を発行されなければならない。

歯科技工所の従業者、設備及びその他設立する条件に関する標準は、中央主管によって定まる。

第二十条(責任歯科技工士、生及び指定代理人員)[相関罰則] 第二項～§35

歯科技工所の設立申請者は責任歯科技工士、責任歯科技工生になるべき、その業務を監督する。

歯科技工所の責任歯科技工士、責任歯科技工生は理由があつて業務を執行できない場合は、責任歯科技工士、責任歯科技工生資格に適する者を代理として指定するべき。代理期間は一カ月を超えた場合は開業許可を発行して元機関に報告するべき。

前項の代理期間は一年を超えてはならない。

第二十一条(名称の使用及び変更)[相関罰則] 第一項～§33、第二項～§35

歯科技工所という名称の使用及び変更は所在地直轄市、県(市)主管機関に認可されるべき。

歯科技工所ではない者は歯科技工所という名称及び類似名称を使つてはならない。

第二十二条(名称使用の制限)

歯科技工所は以下の名称を使つてはならない：

- 一、同一直轄市或は県(市)区域に於いては、他人は既に登録してある歯科技工所名称。
- 二、同一直轄市或は県(市)区域に於いては、執業許可を廃止されて一年未満或は停業処分された歯科技工所と相同或は類似名称。
- 三、政府機関、公益団体に関連する誤認を招く恐れがある、或は公共秩序と善良風習を妨害する名称。

第二十三条(開業状況異動或は変更の報告)[相関罰則] 第二項～§33；第一項～§35

歯科技工所は休業、停業或は登録事項変更時、その事実が発生する日から三十日以内に、執業許可を発行される元機関に報告するべき。

歯科技工所の移転或は復業する者は設立に関連する規定に適用する。

第二十四条(相関免許、許可を掲示する義務)[相関罰則] §35

歯科技工所はその執業許可及び所属する歯科技工士、歯科技工生の免許をわかりやすい場所に掲示されるべき。

第二十五条(公共衛生と安全を注意する)[相関罰則] §35

歯科技工所は清潔、秩序安静を保つべき、公共衛生と安全を妨害してはならない。

第二十六条(記録及び書類の保管)[相関罰則] §35

歯科技工所はその業務に関して記録を作るべき、歯科医師或は鑲牙生が発行した書類と一緒に妥当保管するべき。

前項の記録及び書類は七年以上保管しなければならない。

第二十七条(報告を提出し、検査を受け、及び資料収集する義務)[相關罰則] §35

歯科技工所は関連法令の規定或は主管機関に通知に従って、報告を提出すべき；主管機関が実施するその従業員、設備、衛生、安全、作業などに対する検査及び資料収集を受けるべき。

第二十八条(守秘義務)[相關罰則] §33

歯科技工士、歯科技工生或は歯科技工所従業員は業務に通じて了解或は所有する他人の秘密を無故漏れてはならない。

第四章 罰 則

第二十九条(免許、許可を他人に租借するに関する処罰)

歯科技工士、歯科技工生はその免許許可を他人に租借する者に対して、その歯科技工士、歯科技工生免許を廃止し；刑事責任を渉する者は該当する檢察機関に移送し法律に従って処理すべき。

第三十条(資格不備者が歯科技工業務を執行する際の処罰)

第十二条第三項、第四項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項規定に符合する者に除く、歯科技工士、歯科技工生資格を所有しない者は歯科技工業務を執行すれば、新台幣三万元以上十五万元以下を罰金する。但し、齒科醫師、齒科技工士の指導の下で実習する以下人員は、その限定を受けない：

- 一、齒科学系、齒科技工科、系学生
- 二、卒業証書を取得する日から五年以内の齒科学系、齒科技工科、系卒業生。

第三十一条(違法に医療業務を執行し、虚偽報告をする際の処罰)

第十二条第一項、第十五条或は第十六条の規定を違反する者には、新台幣二万元以上十万元以下を罰金する；その情節が深刻な者には、一ヶ月以上一年以下停業処分を併罰し、その執業許可或は歯科技工士或は歯科技工生免許を廃止する；刑事責任を渉する者は該当する檢察機関に移送し法律に従って処理すべき。

第三十二条(歯科技工所が資格不備人員を容留し、無断に業務を執行し、医療業務を執行する人員を容留し或は停業処分を受けても停業しない際の処罰)

歯科技工所は以下の状況のいずれを有する者には、新台幣三万元以上十五万元以下を罰金する；その情節が深刻な者には、その開業許可を廃止する：

- 一、歯科技工士、歯科技工生資格不備者を容留し、不正に歯科技工士業務を執行する。
- 二、医療業務を行う人員を容留する。
- 三、停業処分を受けても停業をしない。

第三十三条(非法に名称使用、開業、秘密漏れ等に関する処罰)

第七条、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第二項或は第二十八条の規定を違反する

者には、新台幣三万元以上十五万元以下を罰金する。

第三十四条(執業規定を違反する際の処罰)

第九條第一項、第二項、第十一條、第十三條第一項、第三項或は第十四條第一項の規定を違反する者には、新台幣一万元以上五万元以下を罰金し、又限定期間内に改善を命ずる；処罰又は期限内改善を三回処分しても遵行しない者には、一ヶ月以上一年以下停業処分を受ける。

第十四條第二項の規定を違反する歯科技工士組合には、人民団体主管機関よって新台幣一万元以上五万元以下を罰金し、又限定期間内に改善を命令する；期間内に改善しない者には、日数で連続処罰する。

第三十五条(罰則)

第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条から第二十七条までの規定を違反し、或は中央主管機関が第十九條第二項による所定した標準を符合しない者には、新台幣一万元以上五万元以下を罰金する。

第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条の規定を違反し、或は中央主管機関が第十九條第二項による所定した標準を符合しない者には、前項規定によって処罰する以外、又限定期間内に改善を命令する；期間内に改善しない者には、一ヶ月以上一年以下停業処分を受け、或は開業許可を廃止される。

第三十六条 (罰則)

歯科技工所の責任歯科技工士、責任歯科技工生が停業処分或は執業許可廃止処分を受ける時、当の歯科技工所にも同時に停業処分或は開業許可廃止処分を受けるべき。

歯科技工所が停業処分或は開業許可廃止処分を受ける時、その該当責任歯科技工士、責任歯科技工生にも同時に停業処分或は執業許可廃止処分を受けるべき。

第三十七条 (歯科技工士、歯科技工生は停業処分或は執業許可廃止処分を受けても開業を継続する者に対する処罰)

歯科技工士、歯科技工生は停業処分を受けても関わらず、業務を行う者には、その執業許可を廃止する；執業許可廃止処分を受けても、業務を行う者には、その歯科技工士、歯科技工生免許を廃止するべき。

第三十八条(歯科技工所は開業許可廃止処分を受けても開業を継続する者に対する処罰)

歯科技工所は開業許可処分を受けても関わらず継続に開業する者に、該当責任歯科技工士、責任歯科技工生の歯科技工士、歯科技工生免許を廃止する。

第三十九条(罰金処罰をする対象)

本法所定する罰金は、歯科技工所に於いてその責任歯科技工士、責任歯科技工生を処分する。

第四十条(処罰を執行する機関)

本法所定する罰金、停業、執業許可廃止、開業許可廃止は、本法の別規定を除いて、直轄市、県(市)

主管機関によって処罰する。歯科技工士、歯科技工生免許を取消、廃止するのは、中央主管機関によって処罰する。

第五章 組 合

第四十一条(歯科技工士組合の主管機関)

歯科技工士組合は人民団体主管機関によって主管する；但し、その目的事業は主管機関の指導、監督を受けるべき。

第四十二条(各級歯科技工士組合の体系)

歯科技工士組合は直轄市及び県(市)組合に区別され、歯科技工士組合全国連合会を設立できる。

第四十三条(歯科技工士組合の区域及び単一性)

歯科技工士組合の区域は現有する行政区域に従う；同一区域内には同級の組合は一つに限られる。

第四十四条(直轄市、県(市)歯科技工士組合が組織を発起する要件)

直轄市、県(市)歯科技工士組合は該当区域内に執業する歯科技工士、歯科技工生が九人以上によって発起、組織する；九人未満する者は近隣区域の組合或は共同組織に加入できる。

第四十五条(歯科技工士組合全国連合会が組織を発起する要件)

歯科技工士組合全国連合会を設立する際、三分の一以上の直轄市、県(市)歯科技工士組合がその組織を完成する後に発起組織しなければならない。

第四十六条(各級歯科技工士組合理事、常務理監事、候補理監事の名額及び選挙手順)

歯科技工士組合は理事、監事を置く；それらが会員(会員代表)大会を開催する際に会員(会員代表)によって選挙されるべき、又理事会、幹事会がそれぞれに成立し、その名額は以下のように：

- 一、直轄市、県(市)歯科技工士組合の理事は二十七人を超えてはならない。
- 二、歯科技工士組合全国連合会の理事は三十五人を超えてはならない。
- 三、各級歯科技工士組合の理事名額はその全体会員(会員代表)人数の二分の一を超えてはならない。
- 四、各級歯科技工士組合の監事名額はその各該当組合理事名額の三分の一を超えてはならない。

各級歯科技工士組合は候補理事、候補監事を置くことができる；その名額は各該当組合理事、監事名額の三分の一を超えてはならない。

理事、監事名額は三人以上いるとき、常務理事及び常務監事を別々に互いに選出できる；その名額が理事或は監事総額の三分の一を超えてはならない、又理事によって常務理事中から理事長を一人選挙されるべき；常務理事を置かない者には理事中から互いに選出する。常務監事は三人以上いる場合は互いに一人を幹事会召集人として選出されるべき。

第四十七条(理監事任期及び連選連任に関する制限)

理事、監事の任期は三年になり、その連選連任する者は二分の一を超えてはならない；理事長の連

任は一回に限る。

第四十八条(会員代表の選挙)

歯科技工士組合全国連合会理事、監事の当選は直轄市、県(市)歯科技工士組合が選出派遣する会員代表を限らない。

直轄市、県(市)歯科技工士組合によって選出派遣され、歯科技工士組合全国連合会に参加する代表はその理事、監事を限らない。

第四十九条(会員大会及び会員代表大会を開催する手順)

歯科技工士組合は毎年(会員(会員代表)大会を一回開催する、必要時に臨時大会を召集できる。

歯科技工士組合の会員人数は三百人を超える時に、その章程の規定に従って会員の分布状況によって区域を画定でき、会員人数に比率によって代表を選出し、会員代表大会を開催し、会員大会の職権を行う。

第五十条(組合を申請立案の手順)

歯科技工士組合は章程を作るべき、会員名簿及び選任職員名簿を作成し、所在地人民団体主管機関に報告登録し、又中央及び所在地主管機関にも分送し、審査されるべき。

第五十一条(組合章程に明記すべき事項)

各級歯科技工士組合の章程は以下の事項を明記すべき：

- 一、名称、区域及び会所所在地。
- 二、宗旨、組織及び任務。
- 三、会員の入会及び退会。
- 四、会員が納めるべき会費及び納付期限。
- 五、会員代表の選出及び任期。
- 六、理事、監事の名額、権限、任期及びその選任、解任。
- 七、会員(会員代表)大会及び理事会、監事会会議の規定。
- 八、会員が遵守すべき専門倫理規範と公約。
- 九、経費及び会計。
- 十、章程の改正。
- 十一、その他法令に従って明記すべき或は会務を処理する必要事項。

第五十二条(組合は法令或は章程を違反する際の処分)

歯科技工組合が法令或は章程を違反する者に、人民団体主管機関が以下の処分できる：

- 一、警告。
 - 二、その決議を取り消す。
 - 三、その理事、監事を免除する。
 - 四、期限内整理させる。
- 前項の第一款、第二款処分は主管機関によってもできる。

第五十三条(章程及び決議を遵守する義務)

直轄市、県(市)歯科技工士組合は歯科技工士組合全国連合会の章程及び決議を遵守する義務がある。

第五十四条(歯科技工士組合会員が法令及び章程を違反する際の処分)

歯科技工士組合会員が法令或は章程を違反する者には、組合は章程、理事会、監事会或は会員(会員代表)大会の決議に従って処分できる。

第七章 附 則

第五十五条(外国人及び華僑が受験執業などに関する規定)

外国人及び華僑は中華民國の法律に従って、歯科技工士試験を受験できる。

前項試験に合格し、歯科技工士免許を有する外国人及び華僑は中華民國に於いて歯科技工士業務を行う際に、中央主管機関の許可を受けるべき、又中華民國が歯科技工及び医療に関する法令、専門倫理規範及び歯科技工士組合章程を遵守すべき；その執業許可及び管理方法は中央主管機関によって決める。

前項規定を違反する者には、法律に従って処罰する以外に、又中央主管機関がその許可を廃止できる。

第五十六条(歯科技工士、歯科技工生の特種試験)

本法が公表実施する前に歯科技工業務を三年以上執行し、中央主管機関によって審査合格し、又専科以上学校の卒業資格を有する者は歯科技工士特種試験を受験できる。

以下の資格のいずれを有する者が歯科技工特種試験を受験できる：

一、本法が公表実施する前に、歯科技工業務を三年以上執行し、中央主管機関によって審査合格し、又高校、高等専門学校卒業資格を有する。

二、本法が公表実施する前に、歯科技工業務を六年以上執行し、又中央主管機関の指定する相関団体が主催する継続教育を百六十時間以上参加する。

前二項特種試験は、本法が公表実施後五年以内に五回実行することを限る。

本法が公表実施する前に歯科技工士業務を三年以上執行し、或は三年未満であっても、第四条歯科技工士受験資格規定に符合し、中央主管機関によって審査合格した者は、本法が公表実施開始から五年以内に、該当業務を継続従事でき、第三十条規定の処罰を免除できる。

第五十七条(歯科模型製造技術員の管理)[相関罰則]第一項～§30

本法が公表実施する前に歯科模型製造技術員管理方法の規定によって歯科模型製造技術員登録証を持つ者は歯科模型製造業務を継続従事でき、又歯科医師或は鑲牙生の指示の下で助理鑲牙業務を継続従事できる。

前項歯科模型製造技術員は所在地組合に加入しないと、従業できない；その従業登録、業務範囲、休業、停業、従業処所変更及び従業免許の審査発行、変更発行、補発及びその他遵守すべき事項の方法は、中央主管機関によって決める。

歯科模型製造技術員は第一項の業務範囲を越えて、無断で口腔内外科、歯科治療或はその他医療業

務を施行する者には、医師法第二十八条規定に従って処罰する以外に、又元の許可発行機関によってその登録証と従業許可を廃止する；その中に中央主管機関が前項所定方法による従業登録、従業許可、従業行為或は処所に関する管理規定を違反する者に、新台幣一万元以上五元以下罰金を処分し、又期限内改善を命する；期限内改善しない者には、一ヶ月以上一年以下休業処分或は従業許可廃止を処分する。

歯科模型製造技術員は歯科医療機関に誤解されやすい名称を使用してはならない。

第五十八条(鑲牙生の管理)[相關罰則] 第一項～§30

本法が公表施行する前に鑲牙生管理規則の規定によって鑲牙生免許を所有する者は、鑲補牙業務を継続に施行できる。

前項鑲牙生の開業と執業登録、業務範囲、休業、停業、開業と執業処所変更、開業と執業許可の審査発行、変更発行、補発及びその他遵守すべき事項の方法は、中央主管機関によって決める。

中央主管機関が前項所定方法による開業と執業登録、開業と執業許可、開業と執業行為或は処所に関する管理規定を違反する者に、新台幣一万元以上五万元以下罰金を処分し、又期限内改善を命する；期限内改善しない者には、一ヶ月以上一年以下休業処分或は従業許可廃止を処分する。

鑲牙生は歯科医療機関に誤解されやすい名称を使用してはならない。

第五十九条(規定費用を徴収する標準)

各級主管機関は本法に従って規定費用を徴収する標準が、中央主管機関によって決める。

第六十条(施行細則)

本法の施行細則は、中央機関によって決める。

第六十一条(施行日)

本法は公表日から施行する。

資料 2. 歯科技工士法施行細則(台湾)

歯科技工士法施行細則

[公表日期]98.06.25 [公表機関]行政院衛生署

[法規沿革]

1. 中華民國九十八年六月二十五日行政院衛生署衛署醫字第 0980260988 号令制定發表全文 13 條；又發表日から施行する。

[法規内容]

第 1 条

本細則は歯科技工士法(以下本法を略する)第六十條に従って制定する。

第 2 条

本法第六條の規定に従って歯科技工士、歯科技工生免許を申請受領する者は、申請書を記入し、考試院が發行した歯科技工士或は歯科技工生試験合格書を添付し、又免許費を納入し、中央主管機關に提出し、審査され、發行されるべき。

第 3 条

歯科技工士或は歯科技工生免許が滅失或は紛失する者は、申請書を記入し、又免許費を納入し、中央主管機關に補發を申請すべき。

歯科技工士或は歯科技工生免許が損害される者は、申請書を記入し、又免許費を納入し、原免許と一同に中央主管機關に更新發行を申請すべき。

第 4 条

歯科技工士或は歯科技工生が休業、停業する際に、本法第十三條第一項、第十七條の規定に従って報告備査する際に、申請書を記入し、執業許可を添付し、執業許可を發行される原機關に提出すべき、以下の規定に従って処理する：

- 一、 休業：その停業日期及び理由を記録した後、その執業許可を發還する。
- 二、 停業：その執業登録及び執業許可を取消する。

第 5 条

本法第十九條第一項の規定に従って歯科技工所の設立を申請する者は、申請書を記入し、以下の書類を添付し、又開業許可費を納入し、所在地直轄市或は県(市)主管機關に提出し、審査登録を申請すべき：

- 一、 歯科技工士或は歯科技工生免許原本及び謄本；原本は審査した後發還する。
- 二、 国民身分証原本及び謄本；原本は審査した後發還する。
- 三、 歯科技工所平面配置図及び建築物合法使用證明書類。
- 四、 本法第十八條第二項によって所定する歯科技工士或は歯科技工生が業務を執行する

証明書類。

五、その他規定によって準備すべき書類。

直轄市或は県(市)主管機関が前項申請に対して、職員を派遣検査し、規定に符合する者を確認した後、開業許可を発行する。

第6条

本法第十九条第一項は歯科技工所に関する審査合格登録事項を以下の様に所定する：

一、 名称、住所及び開業許可字号。

二、 責任歯科技工士或は歯科技工生の氏名、生年月日、免許字号、身分書統一番号及び住所。

三、 その他規定される登録すべき事項。

第7条

歯科技工所開業許可を滅失或は紛失する者は、申請書を記入の上、又開業許可費を納付し、開業許可を発行した原機関に補発を申請すべき。

開業許可を損害する者は、申請書を記入の上、又開業許可費を納付し、原開業許可を添付し、開業許可を発行した原機関に更新発行を申請すべき。

第8条

歯科技工所は休業、停業或は登録事項変更は、本法第二十三条第一項に従って報告審査する際に、申請書を記入の上、又開業許可及び関連書類を添付して、開業許可を発行した原機関に提出して、以下の規定によって処理すべき：

一、 休業：その開業許可に休業日期及び理由を記入の上、返還する。

二、 停業：その開業登録及び開業許可を取消する。

三、 登録事項変更：変更登録を行う。

前項第三款の登録事項変更に関して、もし開業許可を更新発行する必要があるれば、申請人が規定によって許可費を納付すべき。

第9条

歯科技工所は休業、停業或は停業、取消或は開業許可廃止処分される者が、その所属歯科技工士或は歯科技工生は、本法第十三条第一項、第三項或は第十七条規定に従って、休業、停業或は執業処所変更を行うべき。

第10条

歯科技工所は停業或は取消、開業許可廃止処分される者が、その看板を撤去すべき。

第11条

主管機関が本法第二十七条の規定によって検査及び資料収集を行う際、その検査及び資料収集担当者は職務執行に関する証明書類を見せるべき或は確認できる標識を明示すべき。

第 12 条

本法第五十六条第一項及び第二項に所称する歯科技工業務に従事するのは、本法第十二条第二項の歯科技工業務に従事するのを指す；所称する専科以上学校の卒業資格を有するのは、公立或は承認されている私立専科以上学校或は教育部教育部が認可した規定を符合する外国専科以上学校を卒業し卒業証明書を所有する者を指す；所称する高等学校、高等職業学校の卒業資格を有するのは、公立、或は承認されている私立或は外国高等医事職業以上学校を卒業し卒業証明書を所有する者を指す。

第 13 条

本細則は公表日から施行する。

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

無し

Ⅳ. 研究成果の刊行物・別刷

無し

